

## 成年被後見人の選挙権行使に関する会長声明

本年5月31日公布された改正公職選挙法（以下「改正法」という。）により、成年被後見人の選挙権が回復されることとなりました。成年後見制度を必要としている方々にとって喜ばしいことと言わねばなりません。

司法書士は、第三者後見人としては最も多数を占めている専門職です（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成24年1月～12月－」10頁）。私たちには、成年後見に関する諸問題に対して、何ができるのかを考える責任があります。

改正法は6月30日から施行され、7月21日に行われる参議院議員選挙にはその適用があります。そこで、京都司法書士会（以下「当会」という。）では、選挙権の行使を希望する成年被後見人を適切に支援できるよう、当会会員に対して「成年被後見人の選挙権の行使に関する成年後見人の行動指針」（以下「指針」という。）を作成し、6月26日に発表させていただきました。また、「成年被後見人の投票支援マニュアル」を作成し、7月1日に当会会員対象に研修を実施しました。

指針を作成する上で、最も配慮したのは、選挙権の行使は被後見人の自主性・自発性に基づかなければならない、という点です。誰に投票するかだけでなく、投票するか・しないか（棄権するか）についても、後見人は、被後見人に影響を与えるべきではないと考えます。

また、不正な投票についての対応では、被後見人の投票行為について、後見人が監視することはありませんが、もしも、不正な投票や違法な選挙活動があったときは、被後見人に対する他の権利侵害に対すると同様に、断固たる処置をとり、被後見人の権利を擁護する所存です。

最後に、成年被後見人選挙権行使の支援のあり方の検討を通じて、今後の選挙の運営について若干の要望がありますので、次のとおり申し上げます。

### 要望事項

- ① 被後見人の中には、住民登録されている住所と居所が違う方が少なくありません。選挙人宛のハガキが届かなかった場合、選挙人名簿に登載されているか確認が必要ですが、成年後見人が代理で問合せした場合でも、何らかの形で確認できるようご配慮いただくよう希望します。また、今後、選挙人宛のハガキの送付先についても、ご一考願います。
- ② 文字が書けない被後見人について、付き添えるのは投票所の事務に従事する者二人に限られていますが、精神障がいを抱えている方など、特定の介護者のサポートがないと不安に陥るケースもあるので、公職選挙法58条については、弾力的な運用を希望します。

- ③ 投票できるつもりが投票用紙を前にして、書くことができなくなる方や候補者を選ぶこともできなくなる方もあり得ると思うので、職員しか立ち入れないのであれば、本人を精神的に傷つけないよう、介護についての知識のある職員の方にご対応いただけるようご配慮をお願いします。
- ④ 今回の選挙には間に合わないでしょうが、文字情報がうまく把握できない方でも投票できるよう、記入台の前の候補者の名前に写真を添えていただきたいと思います。

各選挙管理委員会の皆様におかれましては、短期間で今回の被後見人の方の投票の対応をお考えになり、ご苦勞されていることと存じますが、よろしくご検討下さいますよう、お願い申し上げます。

平成25年7月19日  
京都司法書士会  
会長 森中 勇雄